

令和7年度和歌山県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、和歌山県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等（令和6年度障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「実施要綱1」という。）4（1）又は令和6年度障害児支援人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱（令和7年2月26日付けこ支障第38 ども家庭庁支援局長通知別紙。以下「実施要綱2」という。）4（1）に定める障害福祉サービス施設・事業所等。以下「施設・事業所」という。）の障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、実施要綱1又は実施要綱2及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱1又は実施要綱2に定める施設・事業所における障害福祉人材確保・職場環境改善等事業とする。

(補助対象者)

第3 この補助金の交付の対象者は、和歌山県内に所在する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業者または障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）を運営する者であって、実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ4（1）の要件を満たす者とする。

(補助金の交付要件)

第4 この補助金の交付対象者は、実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ6及び7に定める要件を満たし、職場環境改善の取組の経費に充てた場合は、消費税額および地方消費税は含めないこととする。また、補助対象経費に要した費用は、交付する補助金の総額を上回らなければならない。

(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書)

第5 補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書（以下「計画書」という。）（別紙様式1）を令和7年5月30日までに知事に提出しなければならない。

2 計画書は法人単位で作成するものとする。

(交付申請)

第6 この補助金の交付の申請は、第5に基づく計画書の提出をもって、申請したものとする。

2 申請金額については、和歌山県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）において、第7に規定する方法により算定した交付額の合計額とする。

(補助額の算定方法)

第7 この補助金の交付額の算定方法は、実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ5に定めるところとする。

(交付決定)

第8 知事は、計画書の提出があったときは、当該計画書の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

知事は、第6に基づく交付申請を行った事業者に対し、第7に規定する方法により算定した交付額の合計額を交付決定するものとする。

(交付の条件)

第9 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、且つ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(交付決定の通知)

第10 規則第7条の規定による決定の通知は、規則第22条の規定により省略する。

(補助金の支払い)

第11 知事は、第8に定める交付決定後、概算払により速やかに補助事業者に支払うこととする。

(補助金等交付請求書)

第12 規則第16条の規定による補助金等交付請求書は、規則第22条の規定により省略する。

(実績報告)

第13 規則第13条に規定する実績報告を行う際は、次の書類を令和7年12月26日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実績報告（別紙様式2）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(変更の届出)

第15 実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ8（4）に定める変更の届出を行う際は、変更に係る届出書（別紙様式3）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、計画書等（別紙様式1）並びに当該事実発生までの職場環境改善等に向けた取組の実績及び承継後の職場環境改善等に関する取組の内容を記載した書

類

(2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合は、計画書等（別紙様式1）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の返還）

第16 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

(1) 実施要綱1又は実施要綱2に定める交付要件を満たさない場合

(2) 過誤調整等により事後的に補助対象期間の総報酬が変動し、補助金の額が既交付額を下回った場合

(3) 虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合

（その他）

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。